Yashio City
市民が主役　いきいき
やしお
3/25

編集・発行／八潮市企画部広聴広報課
〒340-8588　埼玉県八潮市中央一丁目２番地１
TEL　048(996)2111　FAX　048(995)7367
URL　http://www.city.yashio.saitama.jp

みんなで成功させよう！
彩の国まごころ国体

10月に開催する国体に向け、着々と準備が進られていますが、大会成功のカギを握るのは「市民力」です。より多くの市民の皆さんにご協力をお願いいたします。

民泊標語のスポンサーを募集！

全国から訪れる選手の皆さんを民泊でお迎えするにあたり、市民の皆さんから民泊標語を募集しました。応募された作品に賞を贈っていただけるスポンサー事業所を募集しています。

- 対象：市内の事業所　　定員：10社程度
- 内容：民泊標語の選定と賞の授与および1,000～2,000円程度の商品の提供
- ※賞の名称は応募事業者が決定できます。例＝○○商店賞
（標語の表彰式は５月下旬に開催予定）
- 申し込み：４月５日までに、窓口または電話で

４月から、広報やしおは、毎月１回・10日のみの発行となります。今後も引き続き内容の充実に努めてまいります。

問広聴広報課☎内226

民泊家庭・ボランティアの募集！

民泊家庭が不足しています。選手の宿泊を受け入れてくれる家庭を募集しています。その他、大会運営をお手伝いしていただける各種ボランティアの募集も引き続き行っています。

ぜひ、国体推進課へご連絡ください！

協賛品を大募集！

国体の広報啓発および大会運営のために使用させていただく協賛品を募集しています！皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

- 対象：企業および団体
- 内容：協賛品には協賛企業名などの表示ができます。

問国体推進課☎内881

国民健康保険シリーズ⑤
あなたもチェック！国保年金課からのお知らせ

保険証に学、遠の表示がある方は更新の手続きを

学、遠の表示がある保険証は、有効期限が平成16年３月31日までとなっていますので、引き続き継続される場合は、届出が必要になります。

- 持ち物：①在学証明書または在園証明書等　②認印　③平成16年３月31日で有効期限が切れた保険証
- 申し込み：４月１日から窓口で受け付け

社会保険に加入・社会保険を喪失した方は届出を！

３月、４月は年度の切替時期です。新たに会社等に就職し、社会保険に加入する方または、会社を退職したことにより社会保険を喪失する方が多い時期です。

社会保険から市への連絡はありませんので、世帯主の方ご自身で市に届出をしてください。

- 持ち物：現在お持ちの国民健康保険証および次のもの
  - ●社会保険に加入した方＝社会保険の保険証
  - ●社会保険を喪失した方＝社会保険喪失証明書または退職証明書
- ※社会保険を喪失した方で60歳未満の方は、年金の切替手続きが必要ですので、年金手帳も持参してください。

会社を退職して厚生年金・共済組合などから年金を受けている方へ
退職者医療制度
（会社などを退職された方が利用できる国保の制度）

退職者医療制度とは、医療制度間における負担と公平を図るための措置として、被保険者であった方の医療費は、すべてご自身と被用者保険の現役被保険者の負担により賄う制度です。

- 対象：①国民健康保険に加入している方　②老人保健制度の適用を受けていない方　③厚生年金や共済組合の老齢年金を受けられる方で、その被保険者期間が、20年以上（240月以上）あるか、40歳以降10年以上（120月以上）ある（国民年金は除く）方　④被保険者の被扶養者の範囲は、退職被保険者の配偶者および三親等以内の親族で、退職者と同一世帯で退職被保険者により生計を維持している方
- ※１年間の収入が130万円以上ある方は、被扶養者にはなれません。（60歳以上の方または障害を有する方の場合は180万円）

■届出

退職被保険者の資格取得日は、年金受給権が発生した日となります。

ただし、受給権発生日以降に国民健康保険に加入した場合は、国保加入日となります。

年金証書が届いた日の翌日から14日以内に届出をしてください。

- 持ち物：①国民年金・厚生年金保険年金証書（厚生年金保険裁定通知書）　②国民健康保険証
- 費用：一部負担金について
  - ●退職被保険者本人＝外来・入院とも３割
  - ●被扶養者＝外来・入院とも３割

国民健康保険税＝保険税の算定方法は、一般の国民健康保険税の算定方法と同様です。

問国保年金課☎内828・829

4月ミニガイド

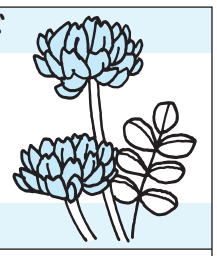

れんげ草
花言葉は
「私の幸福」

1(木)	消費生活相談
2(金)	法律相談／市内保育所入所式
3(土)	
4(日)	
5(月)	税理士相談／消費生活相談／こころの健康相談
6(火)	内職相談
7(水)	女性相談
8(木)	夜間納税相談／人権擁護相談／消費生活相談／市内小・中学校入学式
9(金)	法律相談
10(土)	＊絵画展・名画を観る（～10日）
11(日)	
12(月)	消費生活相談
13(火)	内職相談
14(水)	くらしの相談
15(木)	夜間納税相談／消費生活相談
16(金)	法律相談
17(土)	
18(日)	
19(月)	消費生活相談／国税相談
20(火)	内職相談
21(水)	女性相談
22(木)	夜間納税相談／消費生活相談
23(金)	法律相談
24(土)	
25(日)	＊パパ・ママ学級＜日曜版＞
26(月)	消費生活相談
27(火)	内職相談
28(水)	
29(祝)	みどりの日
30(金)	法律相談／消費生活相談

＊の内容は、広報紙に掲載しています。

◆広報やしおは４月から毎月１回・10日に新聞折り込みで配布します。届いていない世帯の方は最寄りの公共施設、金融機関でお受け取りください。また、市内９か所のコンビニエンスストアでもお受け取りになれます。なお、次回の新聞折り込みは４月10日です。

対象　内容　持ち物　定員　費用　申し込み　問い合わせ